

鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）及び、「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（平成26年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）」に基づき、鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金（以下「学び直し支援金」という。）を交付する際の必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 学び直し支援金の支給の対象者は、要綱第2条第1号に定める高等学校等(以下同じ。)に在学し、次の各号（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については、第3号を除く。）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条の各号に掲げる学校を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））
- (4) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）
- (5) 高等学校等を退学（転学に類する退学を含む。）したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定通）」という。）は24月未満）である者
- (7) 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
- (8) 法第3条第2項第3号に該当しない者

(支給期間)

第3条 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月(高等学校等（定通）は24月)とする。

2 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。

3 学び直し支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間については、次のとおりとする。

- (1) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合

学び直し支援の対象者(所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。)が、高等学校等（定通）以外の高等学校等（以下「高等学校等（全日制）」という。）を退学し、高等学校等（定通）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定通）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

- (2) 高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学する場合

学び直し支援の対象者が、高等学校等（定通）を退学し、高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（定通）における学び直し支援金の支給期間を2分の1として計算するものとする。

（受給資格認定）

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等は、受給資格認定申請書に保護者等（法第3条第2項第3号に定める保護者等をいう。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する合計額（課税所得額（課税標準額））及び同項第2号に規定する額（市町村住民税の調整控除額）を明らかにすることのできる市町村の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。）を添付し、学校設置者を經由して知事に提出し、その認定を受けなければならない。

（収入状況の届出）

第5条 前条の認定を受けた者は、毎年度、知事が別に定める期限までに、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等（以下「所得判定に係る情報」という。）を添付した収入状況届出書を、学校設置者を經由して知事に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りではない。

（休学）

第6条 受給権者である生徒等が休学する場合、学校設置者を通じて知事に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。

（支給方法）

第7条 学校設置者は、知事から学び直し支援金を受給権者である生徒等に代わって代理受領し、受給権者である生徒等の授業料債権への弁済に充てるものとする。

（家計急変支援制度の受給資格認定）

第8条 家計急変支援制度は、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することができない離職等により、従前得ていた収入を得ることができない場合、前年の課税所得によらず特例的に支援するものである。なお、家計急変支援における支給額は、受給権者が既に学び直し支援金の支給を受けている場合は、その額との差額に相当する額とする。

2 前項による学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等は、学校設置者から家計急変支援の申請書を受け取り、必要事項を記入の上、保護者等の所得判定に係る情報及び家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添付し、速やかに学校設置者を經由して知事に提出し、家計急変事由審査（1次審査）を受けなければならない。

3 前項において、当該生徒等が第4条に規定する受給資格申請又は第5条に規定する収入状況届出の際に、保護者等の所得判定に係る情報を提出している場合は、その添付を省略することができる。

4 家計急変事由審査（1次審査）後、収入審査（2次審査）に移行する生徒等は、家計急変事由発生後の収入証明書類を、学校設置者を經由して知事に提出し、収入審査（2次審査）の認定を受けなければならない。

（家計急変支援制度の収入回復届出）

第9条 学校設置者は、家計急変支援の対象となった生徒等（以下「特例受給権者である生徒

等」という。)に対して、収入回復届出書を予め配布する。

- 2 特例受給権者である生徒等は、保護者等が再就職等し、家計急変支援の収入要件を満たさなくなったときは、収入回復届出書及び収入状況届出書に収入が回復したことを証明する書類を添付し、学校設置者を經由して知事に提出しなければならない。

(家計急変支援制度の収入状況届出)

第10条 特例受給権者である生徒等は、知事が別に定める期限までに、家計急変支援の収入状況届出書に収入証明書類及び保護者等の所得判定に係る情報を添付し、学校設置者を經由して知事に提出しなければならない。ただし、保護者等の所得判定に係る情報について、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りではない。

(家計急変支援制度のその他)

第11条 休学、支給方法については、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、「受給権者である生徒等」とあるのは、「特例受給権者である生徒等」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第12条 学び直し支援事業に関する基準は、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、改正後の第1条、第2条及び第3条の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の「鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領」第8条第2項、第3項及び第10条の規定の適用については、令和6年9月30日までの間、同項中「所得判定に係る情報」とあるのは、「課税証明書等」とし、第10条ただし書きの規定は適用しない。